

学校健康診断をめぐる 現状と経緯について

令和元年 10月30日

初等中等教育局

健康教育・食育課



学校における児童生徒等の健康診断について

1. 児童生徒等の健康診断とは

- 学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、**子供の健康の保持増進を図る**ために実施するもの。
- 学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるといふ、大きく二つの役割がある。

2. 内容

- 学校では、毎年4～6月の時期に年1回健康診断が行われる（学校保健安全法施行規則第5条）。

児童生徒等の健康診断における検査項目（学校保健安全法施行規則第6条）

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| 1 身長及び体重 | 6 耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無 |
| 2 栄養状態 | 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 |
| 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
並びに四肢の状態 | 8 結核の有無 |
| 4 視力及び聴力 | 9 心臓の疾病及び異常の有無 |
| 5 眼の疾病及び異常の有無 | 10 尿 |
| | 11 その他の疾病及び異常の有無 |

- 健康診断の結果は本人や保護者に通知され、その際に疾病または異常の疑いが認められる場合は、医療機関への受診を勧める（健康診断票に病歴・受診結果等は記載されない）（学校保健安全法第12条）。
- 健康診断は学校医、学校歯科医等が実施する（学校保健安全法施行規則第22条及び第23条）。

3. 関連諸規定について

【健康診断票の送付】

- 校長は、児童生徒が進学または転学した場合には、当該児童生徒の健康診断票を進学先または転学先の校長に送付（学校保健安全法施行規則第8条第2項及び第3項）。

【健康診断票の保存期間】

- 児童生徒等の健康診断票は、5年間保存（学校保健安全法施行規則第8条第4項）。

経済財政運営と改革の基本方針2019 ～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～ (令和元年6月21日閣議決定)

生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用するPHRとの関係も含めて対応を整理し、健診・検診情報を2022年度を目処に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策も含め、2020年夏までに工程化する。

成長戦略フォローアップ (令和元年6月21日閣議決定)

- i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保
- ① 健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進
- 工) PHRの推進
- 個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みであるPHR (Personal Health Record) を推進する。マイナポータルを通じた個人へのデータ提供について、来年度から特定健診データの提供を開始するとともに、令和3年10月請求分から、薬剤情報のデータの提供を開始することを目指す。
 - 乳幼児期・学童期の健診・予防接種などの健康情報を一元的に活用し、必要に応じて受診につなげたり、医療の現場での正確なコミュニケーションに役立てたりできる仕組みの構築に向け、検討を進める。乳幼児健診については、来年度からマイナポータルを通じたデータ提供を開始するため、自治体の健診データの電子化・標準化への支援を行う。また、学校健診についても、健診データの電子化を促進するとともに、政府全体のPHR推進に係る議論と連携して今後の必要な工程を検討し、来年夏までに結論を得る。
 - PHRの更なる推進のため、健診・検診に係るデータの電子化などの事項について、有識者による検討会で議論を進め、来年夏までに一定の結論を得る。
 - PHRサービスモデル等の実証の成果を踏まえ、API公開や民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、同サービスの普及展開を図る。

PHR (Personal Health Record) について

令和元年9月11日
厚生労働省
第1回国民の健康づくりに向けたPHR
の推進に関する検討会 資料7より

個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康等情報を、電子記録として、
本人や家族等が正確に把握するための仕組み

(※成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)より引用・一部改変)

※日本においては厳密な定義はされていない

本人の健康等情報

健康情報

(健診・検診情報)

- ・特定健診
 - ・乳幼児健診
 - ・がん検診
 - ・学校健診
 - ・後期高齢者健診
 - ・妊婦健診
 - ・肝炎ウイルス検診
 - ・事業主健診
 - ・骨粗鬆症検診
 - ・歯周疾患検診
- 等

(生活習慣に関する情報)

- ・運動習慣(歩数等)
 - ・飲酒
 - ・喫煙
 - ・食習慣
 - ・睡眠時間
- 等

(その他)

- ・予防接種歴
- 等

医療等情報

- ・薬剤情報
- ・検体検査

等

※健康等情報ではないが、PHRと合わせて提供
することが効果的と考えられる情報について
も検討

PHRとして活用する健康等情報の種別や、その電子化・管理・保存の方向性の整理

情報を活用して、自身の健康状況を正確に把握できる環境の整備

想定される効果

- ① 本人の日常生活習慣の改善等の行動変容や健康増進につながる
- ② 健診結果等のデータを簡単に医療従事者に提供できることにより、医療従事者との円滑なコミュニケーションが可能となる

厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会 健康診査等専門委員会 報告書（令和元年8月）

令和元年9月11日
厚生労働省
第1回国民の健康づくりに向けたPHR
の推進に関する検討会 資料2より

7. 健康診査結果等の標準的な電磁的記録の形式（抜粋・一部加工）

- 健診結果等を継続、共有するためには、**相互互換性のある標準的な電磁的記録を定めて活用していく体制を整える**必要がある。
- 標準的な電磁的記録は健診実施機関から健康増進事業実施者に提出する時、健康増進事業実施者間及び実施者内で健診結果等を継続・活用するために提出する時に用いられるべきである（下図）。
- **データを提出する際の標準的な電磁的記録としては、原則、XMLで記述する**ものとし、健発1030第1号、保発1030第6号「平成30年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取り扱いについて（平成29年10月30日）」の別紙6及び、「データヘルズ時代の母子保健情報の利活用に関する検討会中間報告書」をもとに定めるものを基本として、各制度ごとの状況に応じて進めていくべきである。

8. 健康診査結果等の保存期間（抜粋・一部加工）

- 生涯を通じた継続的な自己の健康管理の観点から、できる限り長期間、本人等が健診結果等を活用できることが望ましいと考えられる。
- 保存期間の義務が5年と定められている前提としては紙媒体で保管しておくことが想定されていたと考えられる。
- 電子的な保管が可能となっている現状において、今後は生涯にわたる健診結果等を持っておくことにより、生涯を通じた健康管理に活用していくことが望ましい。
- そのためには以下のような課題の整理が必要である。
 - 長期間にわたって健診結果等を持っておくメリット
 - 保存サーバをどこに設けるのか
 - 健診結果を誰がどのように管理して、保管するコストをどうするのか
 - 特に、小規模な健康増進事業実施者や保健・医療を主たる目的としない主体における健診結果等の保管方法や管理コストの在り方

児童生徒等の健康診断情報の電子化の推進について

令和元年5月28日
経済財政諮問会議
経済・財政一体改革推進
委員会
文部科学省提出資料

- 現在、児童生徒等の健康診断情報の電子化については、「統合型校務支援システム」の健康管理機能等を活用して電子化が進められている自治体が一般的である。
 - ※ 「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことであり、「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で有効である。また、教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とする。
- したがって、健康管理機能を有する「統合型校務支援システム」の整備を進める必要がある。
- 平成30年3月現在、52.5%の学校が「統合型校務支援システム」を導入（平成29年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果より引用）。
- 令和元年5月現在、都道府県立、政令指定都市立、中核市立の学校（幼稚園、大学を除く。）で健康診断情報を電子的に記録している学校は約6割である。
- 平成29年12月に取りまとめた「学校におけるICT環境の整備方針」において、統合型校務支援システムの100%整備等が目標とされている。当該方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018年度～2022年度）」を策定し、このために必要な経費として、2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置が講じられている。
- 市町村等におけるシステム整備と健診情報の電子化を進めるよう働きかける。

※但し、PHRに係る政府全体の検討と連携し、他の健診情報との接続可能性に留意する。



学校における健康診断の方向性と課題について

1 今後の方向性について

- 健診情報を紙で記録・保存している学校も少なくない実態を踏まえ、まずは、学校における健診情報の電子化を一層進める。
- また、自治体の実施する他の健診情報との連携については、PHR検討会（厚労省）と連携し検討を進める。

※なお、次世代医療基盤法において、学校健診の結果は法に基づく医療情報と位置付けられており、学校設置者から国の認定を受けた事業者に提供することが可能である。

2 早期実現に向けて取り組むべきこと

- 学校における健診情報の電子化と自治体の実施する健診情報との連携を進めるため、
 - ① 他の健診情報との互換性に配慮した電子的記録様式の標準化
 - ② 利活用の際の個人情報等の取扱いに関する配慮事項の整理
 - ③ 乳幼児健診情報との接続による効果的な利活用の方策の検討などに関係省庁と連携して取り組む。

【2020年6月までに検討】

(参考) 学校保健統計の見直しについて

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）

- 学校保健統計について、報告者の負担抑制や政策と統計利用者のニーズにも配慮しつつ、調査方法及び標本設計の改善や、統計作成の対象とする調査項目や基礎データの収集・保管等を含めた調査計画の積極的な改善を図るため、教育・医学関係の有識者や調査関係者等から構成される研究会を立ち上げ、現場の意見を反映した検討を実施し、本調査の改善を実現する。
※下線は文部科学省健康教育・食育課による。